

広島大学法科大学院

法律科目試験

[憲法]

2022年11月12日（土）

13:20～14:20

注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は1枚、下書き用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ってください。

[憲法] (60点)

日本の域外にある国若しくは地域の出身者又はその子孫らに対する差別的言動に対処するため、国は2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「法」という。)を制定した。もっとも法は、国及び地方公共団体の責務や基本的施策について定めるものの、差別的言動に対する罰則等は定めていない。

A市では、住民の約8%をB国出身者(B国の出身である者又はその子孫であって日本国に適法に居住する者をいう。以下同じ)が占め、以前よりB国出身者に対する差別的言動が大きな問題となっていた。そこでA市は、こうした問題に実効的に対処するため、新たに「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消のための条例」(以下「条例」という。「参考条文」参照)を制定した。条例は、法に倣うかたちで「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を定義したうえで(2条)、こうした差別的言動を禁止し(5条)、禁止された言動を行った者等に対して、同様の言動を行ってはならない旨の命令を市長が発することができる旨定め(6条)、命令に従わない者に対する罰則を設けている(12条)。

A市の住民であるYは、同市においてB国出身者が優遇され過ぎていると不満を抱いており、同市内の公園で行われた同市の政策を批判することを目的とした集会において、B国出身者に言及した際、「B国の奴らをA市からたたき出そう」、「B国人はA市に巣くうシロアリだ」等の発言(以下「本件発言」という。なお、本件発言は、特定の個人や団体の名称を挙げて非難するものではなかった。)をしたため、A市長は、条例6条に基づく命令(以下「本件命令」という。)を、所定の手続(当該手続自体は適法なものであったとする。)に従って発した。しかしながら、Yは、本件命令が自己の政治的主張を封じるものであるとして憤慨し、本件命令が発せられて約3か月が経過した後にA市内の公共広場で行われた別の集会において、本件発言と同様の内容の発言を行った。このためYは、条例12条に基づき起訴された(以下「本件起訴」という。)。

Yは、本件起訴のもととなった条例の規定が、憲法に違反する旨を主張しようと考えている。Yとしては具体的にどのような憲法上の主張をすることが考えられるかを簡潔に述べたうえで、当該主張の当否を検討しなさい。なお、条例が法に違反し憲法94条の趣旨に反するのではないかという問題は、本問では論じる必要はない。

[参考条文]

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消のための条例(A市条例、抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、本市における当該差別的言動の解消に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著

しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第5条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- 一 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- 二 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- 三 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

(命令)

第6条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、本条の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

(罰則)

第12条 第6条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

広島大学法科大学院

法律科目試験

[刑法]

2022年11月12日（土）

14:40～15:40

注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[刑法] (60点)

次の【事例】を読んで、(1)から(3)の問い合わせに答えなさい。

【事例】

Xは、生活費に困り日々の食事もままならなくなっていたところ、某日午後1時頃、公園のベンチにA所有の書類鞄と小型バッグがあるのを見つけた。Xは辺りを見回したが誰もいなかつたので、忘れ物であると即断し、小型バッグには財布が入っているのではないかと思い、これを持ち去って昼食にありつけ悪心を起こし、小型バッグを手に取るとその場から走り去った。

Xが持ち去った小型バッグは、Aが数メートル離れた公園のトイレに行くためにその場に置いていたにすぎず、その小型バッグには現金3000円入りの小銭入れが入っていた。

(1) 財産犯を類型化する際に用いられる「領得罪」及び「移転罪（奪取罪）」をそれぞれ説明しなさい。

(2) 窃盗罪と占有離脱物横領罪とはそれぞれの実行行為が領得行為であると評価できるから構成要件に実質的な重なり合いが認められるとの主張について、その当否を論じなさい。

(3) 上記事例におけるXの罪責を論じなさい。

広島大学法科大学院

法律科目試験

[民法]

2022年11月12日（土）

16:00～17:20

注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は2問、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ってください。

[民法] (80点)

第1問 (50点)

甲不動産を所有するAが死亡した。Aの相続人は子B Cである。このことを前提に、以下の問い合わせに答えなさい。なお、各問い合わせは、それぞれ独立しているものとする。

(1) B C間の遺産分割協議は未だ行われていないが、Cは、遺産分割協議書を偽造して、甲につき自らの単独相続の登記をし、直ちに、これらの事情を知らないDに甲を譲渡し登記も移転した。この場合において、BはDに対し相続による甲の2分の1の持分の取得を対抗することができるか。理由を付して解答しなさい。

(2) B C間の遺産分割協議の結果、Bが甲を単独で相続することとなった。ところが、Bの単独登記が行われる前に、その事情を知るDが、持分を市価の3倍でBに買い取らせるべく、Cに執拗に働き掛け、Cは、甲につき共同相続の登記をした上で、Dに甲の2分の1の持分を著しく安価で譲渡し登記も移転した。この場合において、BはDに対し甲の所有権取得を対抗することができるか。理由を付して解答しなさい。

第2問 (30点)

17歳のYは、両親ABの同意を得ることなく、Xとの間でY所有のバイク（以下「本件バイク」という。）を10万円で売却する契約（以下「本件契約」という。）を締結し、Xに本件バイクを引き渡しXから代金10万円を受け取った。Yは、受け取った代金のうち7万円をゲームセンターでの遊興費にあて、1万円を参考書の購入費にあてたため、現在、Yの手元には2万円しか残っていない。その後、ABは本件契約を取り消した。

この場合において、XはYに対して10万円の返還を請求することができるか。Yの反論に留意し、理由を付して解答しなさい。